

北海道宿泊税額の施策への充当に関する取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、宿泊税額を、北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号。以下「宿泊税条例」という。）に掲げる、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、道の「新税の考え方」（令和6年6月公表、同年9月一部更新）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる

- (1) 宿泊税額 宿泊税条例第21条に規定する、道に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額をいう。
- (2) 観光の高付加価値化 観光の付加価値の向上を図ることをいう。
- (3) 観光サービス・観光インフラの充実・強化 観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化を図ることをいう。
- (4) 危機対応力の強化 災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化を図ることをいう。
- (5) 政策目的 道に納入された宿泊税額等を充当して対応すべき行政需要であって、公的サービスとして講じるべき観光施策の方向性である、「観光の高付加価値化」、「観光サービス・観光インフラの充実・強化」、「危機対応力の強化」をいう。
- (6) 旅行者 道内の宿泊施設に宿泊し、旅行する者をいう。
- (7) 事業者 宿泊事業者、観光協会、旅行業、交通産業及び商工・経済団体などの観光関連事業者をいう。

第3 宿泊税額を充当する原則的なルール

宿泊税額を充当して取り組む施策は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 「観光の高付加価値化」、「観光サービス・観光インフラの充実・強化」、「危機対応力の強化」といった政策目的と整合的な施策
- (2) 旅行者の受益という点で関連性が整理できる施策
- (3) 広域自治体の役割として整理できる施策

第4 宿泊税額を充当しない施策

次のいずれかに該当する施策には、宿泊税額等を充当しないものとする。

- (1) 旅行者の受益という点で関連性が見出せない施策
- (2) 他の基金や目的税を活用している施策
- (3) その他、旅行者を主な対象とせず、道民の生命・財産を守ることを主たる目的としている施策

第5 宿泊税額を充当する施策の検討

宿泊税額を充当する施策は、次に掲げる取組により得られた意見や課題等を踏まえ、第3に規定するルールと照らし合わせ、道において検討するものとする。

なお、これらの取組により得られた調査結果や意見交換の結果については、適切な

時期・方法により公表するものとする。

- (1) 納税者となる旅行者に対し、道内観光の魅力や道内旅行の満足度、課題と感じていることなどに関する調査を行い、把握すること。
- (2) 市町村及び宿泊事業者に対し、地域が抱える課題や、観光産業や宿泊の実態などに関する調査を行い、把握すること。
- (3) 市町村及び事業者と振興局ごとに意見交換を実施し、旅行者の意向等を共有するとともに、課題や実態に関する認識を共有すること。

第6 市町村との役割分担及び連携

道と市町村との役割分担及び連携については以下を基本とする。

- (1) 市町村の役割 域内の施策や地域特有の課題等への対応を想定。
- (2) 道の役割 道内全域の施策や広域的な施策、全道域に効果が及ぶモデル的な施策等の展開。
- (3) 取組の連携 市町村と同種の取組を行う場合は、市町村の自主的な取組にも配慮しつつ、連携による相乗効果を高められるよう、旅行者や地域のニーズを踏まえ検討。

第7 振興局及び庁内関係部局との連携

宿泊税額を充当する施策の検討にあたっては、地域に一番近い立場である振興局の機能も十分活かしながら、庁内関係部局に情報共有を図るとともに、施策に関する意見聴取を行うなど、全庁横断的な連携のもと、取り組むこととする。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。